介護	［略］	［一～四　略］ 五　年間の収入に関する文書 六　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書
興行	［略］	一　演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。） ［イ～ト　略］ チ　年間の収入に関する文書 リ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 二　基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合 イ　前号イ、ハからホまで、チ及びリに掲げる資料 ロ～ホ　［略］ 三　基準省令の興行の項の下欄第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する場合 イ　第一号イ、ハからホまで、チ及びリに掲げる資料 ロ　招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料 四　演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合 ［イ～ホ　略］ ヘ　第一号チ及びリに掲げる資料 五　興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合 ［イ・ロ　略］ ハ　第一号チ及びリに掲げる資料
技能	［略］	［一～四　略］ 五　年間の収入に関する文書 六　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

［一～四　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］

一　演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。）
［イ～ト　同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］

二　基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合　前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料
［号の細分を加える。］

［イ～ニ］　［同上］

三　基準省令の興行の項の下欄第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する場合　第一号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料
［号の細分を加える。］

四　演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合
［イ～ホ　同上］
［号の細分を加える。］
五　興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合
［イ・ロ　同上］
［号の細分を加える。］

［一～四　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］